



障害医療費受給者証の更新について

毎年6月は、障害医療費受給者証の更新時期です。

現在、お持ちの受給者証は、有効期限が6月末となっていますので、更新の手続きをお願いします。

▶ 対象者

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1に該当する方で、平成24年6月末の有効期限の受給者証をお持ちの方、又は手帳新規交付の際に課税世帯及び昨年課税世帯により却下になった方で平成24年度町県民税非課税世帯。ただし、身体障害者手帳3級、療育手帳B1に該当する方は、本人所得200万円以下である方。

▶ 申請に必要な物

- ・印鑑、健康保険証
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・所得課税証明書
(平成24年1月2日以降に転入された方)

▶ 申請・問い合わせ

町民課	☎ 893-1117
吾北総合支所住民福祉課	☎ 867-2300
本川総合支所住民福祉課	☎ 869-2112



ひとり親家庭医療費受給者証の更新・申請について

毎年6月はひとり親家庭医療費受給者証の更新時期です。現在お持ちの受給者証は、有効期限が6月末日となっておりますので、更新の手続きを行ってください。

また、昨年度対象とならなかった方も、平成24年度の世帯の所得状況により対象者となる場合は、申請をしてください。

▶ 対象者

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童がおり、ひとり親世帯又はそれに準ずると認められる世帯で、平成24年度(平成23年1月1日～12月31日までの収入)に所得税が課税されていない方(ただし、年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分が廃止となり所得税の課税者となった方で、年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分が廃止とならないとして計算した場合、所得税が課税されない方は対象者となります。)

▶ 申請に必要な物

- ・印鑑

- ・保護者と子ども全員の健康保険被保険者証
- ・所得課税証明書
(平成24年1月2日以降に転入された方のみ)

▶ 受付期間及び時間

6月1日(金)～29日(金) 8:30～17:15
(ただし、土・日曜日を除く。)

▶ 注 意

受給者証の有効期限は、申請月の翌月から開始されますので、6月中に申請がない場合、7月からの対象となりませんので、十分ご注意ください。

▶ 問い合わせ 町民課 ☎ 893-1117

地域包括支援センターについて

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスをはじめ、保健・医療・福祉など生活に関わる様々な相談に応じ、高齢者の生活を総合的に支えるための地域の中核機関として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが配置され、それぞれの専門性を生かし連携を取りながら支援します。

また、要支援1、要支援2と認定された方のケアプランを作成するほか、高齢者や介護をされている家族の方などの相談に応じます。

こんなとき、ご相談ください

- ・足腰が弱まり、日常生活に不安を感じたとき
- ・認知症のような症状で日常生活に支障があるとき
- ・介護のことでどこに相談してよいかわからないとき
- ・高齢者で消費者被害に遭ったとき。また消費者被害に遭った高齢者を見つけたとき
- ・高齢者で虐待に遭ったとき。また虐待されているような高齢者を見つけたとき など



問い合わせ 地域包括支援センター(すこやかセンター伊野内) ☎ 893-0231